

はじまります！

税の申告

受付終了時間に変更があります

申告受付時間が下記のとおり変更になります。

午後 4 時まで → 午後 3 時まで

詳しくは6, 7ページをご覧ください。

○感染症予防のために

- ・申告会場へ来場される際は、基本的な感染症対策にご協力ください。
- ・発熱など、体調不良の場合は来場をご遠慮ください。
- ・スマホやパソコンでの申告（e-tax）にご協力をお願いいたします。

○申告書を郵送する場合の送付先（郵便番号とあて名のみで届きます）

確定申告書 → 〒 328-8587 関東信越国税局業務センター栃木分室
市県民税申告書 → 〒 321-1292 日光市役所税務課市民税係

○主なページ

申告に必要なものについて…………… 2 ページ
申告受付日程について…………… 6、7 ページ
各種控除について…………… 9 ページ
スマホ申告 (e-Tax) について …… 14、15 ページ

〔 申告に関する各種問い合わせ先 〕

- 所得税の確定申告・消費税・地方消費税・インボイスについて
…………… 鹿沼税務署 ☎ 0289-64-2151
- 市県民税申告について …… 税務課 市民税係 ☎ 21-5113
- 固定資産税について …… 税務課 資産税係 ☎ 21-5114
- 障害者控除対象者認定書・介護サービス利用者負担・
おむつ使用の確認書について …… 高齢福祉課 ☎ 21-5100
- マイナンバーカード（個人番号カード）について …… 市民課 ☎ 21-5111

税の申告に必要なもの

- ☐ 電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書など、利用者識別番号がわかる書類
※書類がない場合は結構です。
- ☐ マイナンバーカード（コピー可・両面）
または番号確認書類（コピー可）＋身元確認書類（コピー可）
※番号確認書類：通知カード（記載事項に変更がない場合、または正しく変更手続きが取られている場合に限ります）、住民票の写し（個人番号の記載があるもの）など
身元確認書類：運転免許証、保険証、障害者手帳など
- ☐ 本人名義の口座番号・銀行名・支店名のわかるもの……………所得税の還付がある場合に必要です。
- ☐ 源泉徴収票（コピー可）……………年金や給与の収入がある方
※中途退職や短期アルバイトの分なども含めすべて必要です。
- ☐ 収支内訳書……………事業所得（営業・農業）や不動産所得などがある方
※必ずご自身で計算し、記入のうえお持ちください。
- ☐ 予定納税額が確認できるもの……………税務署からの通知など
※予定納税額がない方は不要です。
- ☐ 上記以外の収入がわかる書類……………生命保険の個人年金、生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、シルバー人材センターの配分金など
- ☐ 眼鏡……………必要な方はお持ちください。

各種控除に必要なもの（該当するものをお持ちください）

- ☐ 医療費控除の明細書（医療保険者からの医療費通知があれば持参ください）
※医療費控除の明細書は必ずご自身で記入してください。
- ☐ 国民年金、任意継続の健康保険料、小規模企業共済等掛金などの領収証書など
（口座振替している場合はその通帳）
- ☐ 生命保険料の控除証明書
- ☐ 地震保険料の控除証明書
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳
障害者控除対象者認定書（認定書については 10 ページをご覧ください）
- ☐ 寄附先の団体が発行した領収書（証明書）など
- ☐ 勤労学生である証明（学生証や在学証明書など）
- ☐ 住宅借入金等特別控除に関する書類（2 年目以降の方のみ）

事前に確認または市役所などの窓口で取得してください

（該当する場合のみ）

- ☐ 固定資産税・都市計画税土地・家屋課税明細書（詳細は 8 ページをご覧ください）
- ☐ 障害者控除対象者認定書（詳細は 10 ページをご覧ください）
- ☐ 医療系の居宅介護サービスを利用した月の利用者負担額（詳細は 12 ページをご覧ください）※介護サービス利用者負担について医療費控除を受ける場合
- ☐ 国民健康保険及び後期高齢者医療保険の高額療養費などの補てん金
（詳細は 12 ページをご覧ください）

口頭でお申し出いただきたいこと

- **ひとり親控除**：性別にかかわらず、その年の年末時点で婚姻をしていない（死別や離別を含む）、または配偶者の生死の明らかでない場合で、生計を一にする子を持つ方は適用になる場合があります。
- **寡婦控除**：夫と死別または離別などをしている女性は寡婦控除が適用になる場合があります。
- **扶養控除・配偶者控除**：扶養親族とする方をお申し出ください。
※事前に、他の親族と重複していないか、所得が48万円を超えていないか確認をしてください。
※配偶者については所得が48万円を超えても133万円以下の場合は、配偶者特別控除の適用になる場合があります。

各種控除には一定の要件があります。詳細については9～12ページをご覧ください。

市役所では受付できない申告内容

- ☆ **消費税申告、青色申告、山林所得、譲渡所得（土地・家屋など）、株（分離課税の配当）・先物・暗号資産（仮想通貨）取引の申告、雑損控除（風水害など）の申告及び住宅借入金等特別控除の初めての申告は、市で受付を行いません。鹿沼税務署の確定申告会場（アザレアホール）で申告してください。**
※上記以外にも、申告の内容によっては市での受付ができず、鹿沼税務署の確定申告会場（アザレアホール）で申告していただく場合がありますのでご了承ください。

上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る課税方式について、所得税と市県民税で異なる課税方式を選択できなくなりました。

- ☆ 税制改正により、令和6年度の市県民税（令和5年分の確定申告）から、所得税と市県民税の課税方式が統一されました。確定申告において申告した「特定配当等に係る所得」や「特定株式等譲渡所得」については、市県民税の「合計所得金額」にも算入されますのでご注意ください。

事業（営業・農業）所得や不動産所得などがある方は「収支内訳書」を、医療費控除を申告する方は、「医療費控除の明細書（13ページ）」を作成しておいてください。

※「収支内訳書」・「医療費控除の明細書」を作成していない方は受付できません。

〔 作成用紙は税務課、各行政センター市民サービス係、各地区センター、各出張所の窓口に用意します。また、国税庁のホームページからもダウンロードできます。 〕

※必ず各自で計算のうえ、事前に作成をお願いいたします。職員は計算をいたしません。

※医療保険者からの医療費通知を添付すれば、医療費控除の明細書の記載を簡略化できます。

各種控除で必要となる証明書などは、事前に準備しておいてください。

- ☆ 税務署から書類（ハガキ・申告用紙など）が送付された方は、その書類をお持ちください。
- ☆ 税の申告は基本的に自主申告になります。『得になるように控除を付けて欲しい』などの内容はお受けできかねます。また、各会場で職員が作成する申告書につきましては、最終的にご本人自身で内容をよくご確認いただき、納得された上でご提出ください。

確定申告と市県民税申告について

- ☆確定申告とは……………所得税の納付や還付がある申告 管轄は税務署
☆市県民税申告とは………所得税の納付や還付がない申告 管轄は市役所

申告すべき内容は、その年の1月から12月中に得た収入になります。確定申告をすることで所得税の精算が行われ、次年度に支払うべき市県民税が確定します。確定申告をする必要がない方で、市に課税のデータがない方や、市県民税の税額を下げたい方は市県民税申告が必要になります。ご自身が申告すべきかどうかはフローチャート（5ページ）をご確認ください。

還付申告は5年さかのぼってできます

所得税と市県民税の還付を受けるための申告は、5年さかのぼってできます。受付は通年で行っていますので、2月～3月の混雑する時期を避けて申告することが可能です。確定申告をすれば申告内容が市県民税にも反映されますので、改めて市県民税申告をする必要はありません。

- ☆所得税の還付を受けたい → 鹿沼税務署：通年（事前予約必須）
市県民税の還付（減額）を受けたい ※1月～3月は入場整理券、またはLINEを利用した事前予約が必要になります。電話での予約はできませんのでご注意ください。
※2月17日（月）～3月17日（月）は鹿沼商工会議所アザレアホールでの受付になります。
日光市の各申告会場：2月3日（月）～3月17日（月）のみ
※予約等は必要ありません。

- ☆市県民税のみ還付（減額）を受けたい → 日光市役所税務課：通年（予約等必要なし）
※2月3日（月）～3月17日（月）は各申告会場での受付になります。

一度確定申告した内容を変更したい場合（新たな控除を追加したい場合など）は、「更正の請求」や「修正申告」になります。市では受付できませんので鹿沼税務署でお手続きをお願いいたします。

国税庁のホームページには確定申告に関するよくある質問が載っています。ご不明な点があれば、申告をする前にぜひ参考にしてください。

- ☆国税庁ホームページ 税について調べる
リンク・・・<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/index.htm>



税について
調べるへ

公的年金受給者の申告不要制度について

公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

ただし、以下の①または②に当てはまる場合には、確定申告書の提出が必要となります。

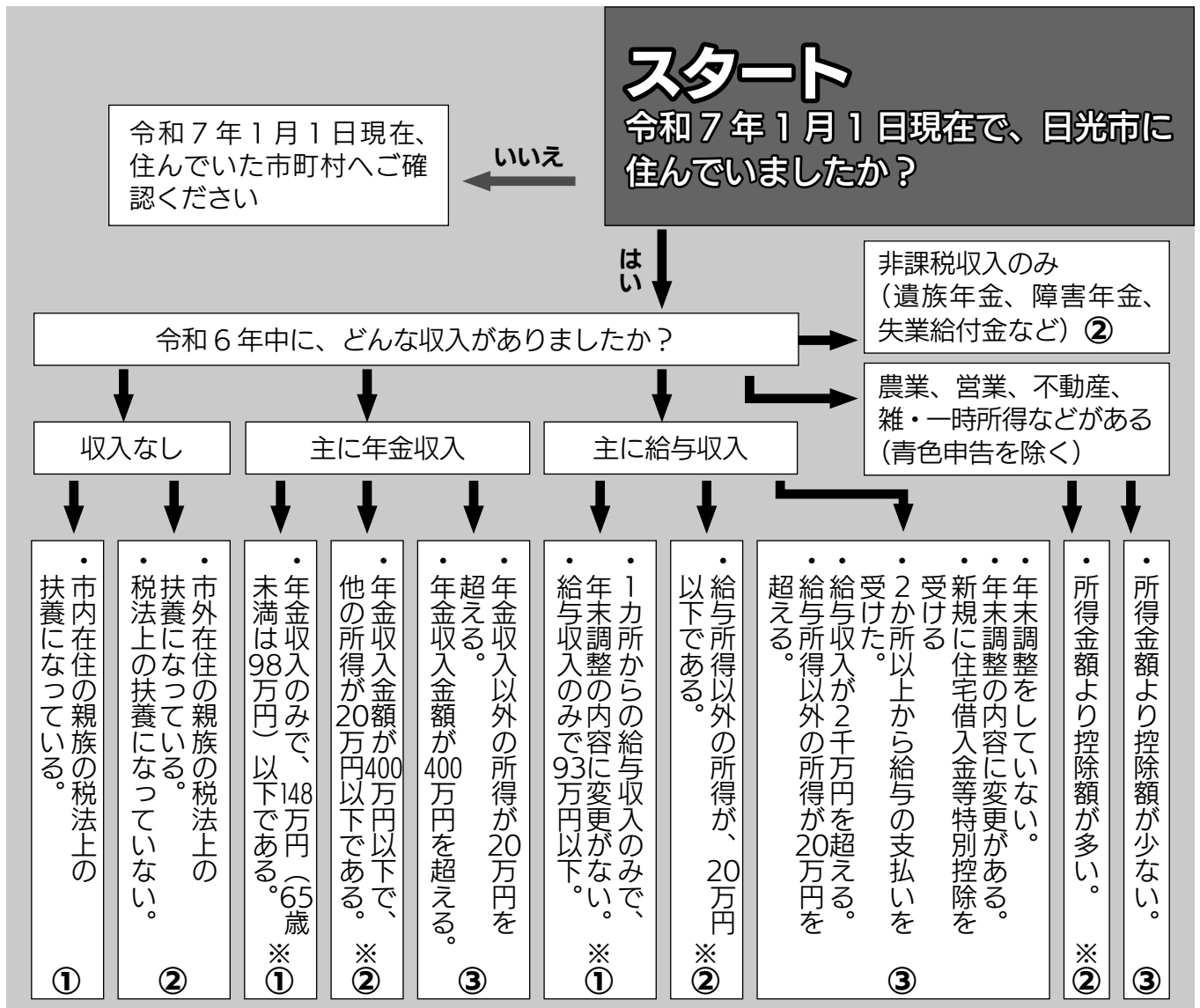
- ①所得税の還付を受ける場合。
②確定申告書の提出が要件となっている控除（損失の繰越など）の適用を受ける場合。

※公的年金等は、雑所得として課税の対象となっており、一定金額以上を受給するときには、所得税が源泉徴収されています。そのため「公的年金等の源泉徴収票」に記載してある控除以外の控除を追加し、所得税の還付を受ける場合には、確定申告書の提出が必要になります。

確定申告で還付を受ける必要がない場合でも、市県民税申告として控除を追加することで、市県民税が減額される場合がありますのでご注意ください。

申告が必要かどうか判断が難しい場合は、税務課または鹿沼税務署までご相談ください。

申告の必要があるか確認してみましょう



①市県民税の申告・確定申告の必要はありません。

②市県民税の申告をする必要があります（確定申告をする必要はありません）。

※所得税が還付になる場合、確定申告が必要です。

③所得税の確定申告をする必要があります。

※市に課税の情報がないと不都合が生じることがあります。無収入でも申告をしてください ※

例えば・・・

- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減判定が受けられません。
- ・介護保険料の段階を決定する際に正しく算定されません。
- ・保育料、幼稚園の就園奨励費などが正しく算定されません。
- ・公営住宅の家賃が正しく算定されません。
- ・所得証明書・住民税決定証明書・非課税証明書の交付を受けられません。

★各種証明書はおおむね6月15日以降に交付可能になります。なお、ご本人の申告、または給与や年金の支払い元から日光市に報告がなければ、交付することができません。あらかじめご了承ください。

日光市の申告会場などのご案内

確定申告・市県民税申告期間について

◆受付期間・会場・時間は下記のとおりです。申告書は郵送や e-Tax（電子申告）で提出することもできます。
詳しくは 14 ページをご覧ください。

受付期間	会場	受付時間
2月17日(月)から 3月17日(月) ※土日祝日を除く	日光市役所本庁（1階 市民ホール） ※中央公民館では受付していません。	午前9時～正午 午後1時～午後3時
2月17日(月)から 3月17日(月) ※火・水・木・金のみ ※祝日を除く	日光行政センター（2階 多目的室） ※火・水・木・金のための受付です。	
	藤原行政センター（2階 多目的室） ※火・水・木・金のための受付です。	
2月17日(月)から 3月17日(月) ※水・木のみ ※祝日を除く	足尾行政センター（2階 学習室） ※水・木のための受付です。	
2月17日(月)から 3月17日(月) ※月・火・金のみ ※祝日を除く	栗山行政センター（会議室1） ※月・火・金のための受付です。	

所得税の還付申告・市県民税申告について《各地域》

◆下記の①②の方を対象とした申告を、2月3日以降各地域ごとに受付いたします。

①市から「お知らせのはがき」や「市県民税申告書の用紙」が届いた方。

②給与所得者や公的年金の受給者のうち、所得税が還付になる方。

《今市地域》

対 象 地 区	受 付 日	会 場	受 付 時 間
塩野室地区	2月4日(火)	塩野室地区センター	午前9時～正午 午後1時～午後3時
大沢地区	2月5日(水)	大沢地区センター ※南原出張所では受付していません。	
南原にお住いの方	2月6日(木)		
落合地区	2月7日(金)	落合地区センター	
豊岡地区	2月10日(月)	豊岡地区センター	
今市地区	2月13日(木) 14日(金)	日光市役所本庁 (1階市民ホール) ※中央公民館では受付していません。	午前9時～正午 午後1時～ <u>午後3時</u>

《 日 光 地 域 》

対 象 地 区	受 付 日	会 場	受 付 時 間
清滝丹勢町、清滝中安戸町 清滝新細尾町 清滝1・2・3・4丁目 細尾町、丹勢	2月3日(月)	清滝出張所 (女性サポートセンター内)	午前9時～正午 午後1時～午後3時
小来川、滝ヶ原	2月4日(火)	小来川地区センター	
中宮祠、湯元	2月12日(水)	中宮祠出張所	<u>午前10時</u> ～正午 午後1時～午後3時
花石町、久次良町 清滝安良沢町、七里	2月13日(木)	日光行政センター (2階 多目的室)	午前9時～正午 午後1時～ <u>午後3時</u>
所野、野口 和泉、山久保	2月14日(金)		

《 藤 原 地 域 》

対 象 地 区	受 付 日	会 場	受 付 時 間
横川、上三依、中三依芹 沢、独鉦沢	2月12日(水)	三依地区センター	<u>午前9時30分</u> ～正午 午後1時～午後3時
高德、自由ヶ丘、富士ヶ丘 自由ヶ丘市営住宅 柄倉、太陽ファミー、城の内 小佐越、朝日ヶ丘	2月13日(木)	藤原行政センター (2階 多目的室)	午前9時～正午 午後1時～ <u>午後3時</u>
大原地区 (大原稻荷町・大原市営住宅) 五十里、川治、坂本、 高原、小網、石渡戸、 藤原、釈迦ヶ岳、小原	2月14日(金)		

《 足 尾 地 域 》

※2月17日(月)から3月17日(月)までの(水)・(木)のみ、足尾行政センターで受付いたします。

《 栗 山 地 域 》

対 象 地 区	受 付 日	会 場	受 付 時 間
湯西川、西川	2月12日(水)	湯西川地区センター	<u>午前9時30分</u> ～正午 午後1時～午後3時

記帳と帳簿書類の保存について

事業（営業・農業）所得や不動産所得などを生ずべき業務を行うすべての方は、売上などの収入金額、仕入や必要経費に関する金額などを記帳することが義務となっています。

また、取引に伴って作成した帳簿や、受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

※所得税の確定申告書の提出が必要ない方（市県民税申告のみの方）や白色申告の方も含め、すべての方が対象となります。

※記帳に当たっては一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載することも可能です。

【白色申告の方の帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

固定資産税・都市計画税 土地・家屋課税明細書について

収支内訳書の必要経費（租税公課）として固定資産税・都市計画税の支払額を計上される場合は、5月上旬頃に日光市からお送りしている納税通知書に同封してある「固定資産税・都市計画税 土地・家屋課税明細書」を確認して計算してください。

「固定資産税・都市計画税 土地・家屋課税明細書」の「相当税額（都市/固定）」欄に記載された金額（下記例の（ ）で囲んだ金額）が、土地1筆または家屋1棟毎の令和6年度固定資産税・都市計画税の年税額相当額ですので、申告の際は所得の種類に応じて、ご自身で収支内訳書の「必要経費（租税公課）」を算出してください。

※生活用資産などの事業などに関係のないものは除いてください。必要経費として計上できるのは、事業などに係る部分に限ります。

※「固定資産税・都市計画税 土地・家屋課税明細書」を紛失された方は、「土地家屋公課証明書（申告用）」でも確認できます。

この証明書は税務課、各行政センター市民サービス係、各地区センター、各出張所で発行しますが、本人および住民票上同一世帯の親族以外の方が窓口に来る場合には、委任状が必要となります。

固定資産税・都市計画税 土地・家屋課税明細書									
例		コード	〇〇〇〇	所有者氏名	日光 太郎	様	1-3頁		
居宅/総床 所在地 番(家屋番号)					登記名義人等				
課税地目/構造	家屋屋根	新	非課税面積・床面積(m ²)	評価額(円)	前年度課税標準額(円) (都市/固定)	課税標準額(円) (都市/固定)	軽減税額(円)	相当税額(円) (都市/固定)	
今市本町〇〇番地									
土地	宅地			2490000	890000	860000		1720	
土地	宅地		1 200 00		440000	430000		6020	
/									
今市本町××番地									
土地	田			150000				2100	
土地	田		2 1250 00		150000	150000			
/									
今市本町△△番地									
土地	田			110000				1540	
土地	田				110000	110000			

生活用資産につき除外

必ず、ご自分で
計算してください！

2,100円 + 1,540円 = 3,640円
⇒必要経費（租税公課）へ

所得控除・税額控除について(抜粋)

所得税・市県民税の額は、前年中の所得額と、その所得額から差し引ける控除によって決定します。控除の一部を掲載しますので、申告の参考にしてください。

□配偶者控除・扶養控除

申告をする方に、生計を一にしている妻か夫がいる場合は**配偶者控除**を、生計を一にする扶養親族がいる場合は**扶養控除**を受けることができます(いずれも内縁の妻(夫)や親族でない同居人は不可)。

《控除の条件》

次の①～④すべてを満たしている必要があります。

①令和6年12月31日現在、生計を一にする配偶者・親族である(年の途中で死亡した人は、死亡した日)。

②青色事業専従者給与の支払いを受けていないこと、及び白色申告者の事業専従者でないこと。

③他の親族の扶養になっていないこと。

④令和6年中の合計所得金額(一時所得や土地の譲渡所得なども含む)が48万円以下の者。

【配偶者控除の額】

控除を受ける方の合計所得	所得税の控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (昭和30年1月1日以前生まれの方)
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

【扶養控除の額】

年齢 ※1	生年月日	扶養親族の種類	所得税の控除額
～15歳	平成21年1月2日以降	年少扶養親族	なし ※2
16歳～18歳	平成18年1月2日～平成21年1月1日	一般の控除対象扶養親族	38万円
19歳～22歳	平成14年1月2日～平成18年1月1日	特定扶養親族	63万円
23歳～69歳	昭和30年1月2日～平成14年1月1日	一般の控除対象扶養親族	38万円
70歳～	昭和30年1月1日以前	老人扶養親族(同居老親) ※3	48万円(58万円)

※1 扶養控除の年齢は令和6年12月31日現在の年齢によります。

※2 所得税の控除額はありますが、市県民税に影響する場合があります。

※3 同居老親とは、老人扶養親族のうち、納税者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母など)で、かつ、常に同居している人です。

配偶者控除・扶養控除を申告する際の注意点

◎配偶者の令和6年中の合計所得金額が、480,001円～1,330,000円の場合には、**配偶者特別控除**を受けることができます。

※申告する方の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者(特別)控除が適用されません。

◎税法上(税金計算上)の扶養親族と健康保険上の扶養親族は必ずしも一致しません。

◎**16歳未満の扶養親族は、扶養控除を受けられませんが、16歳未満も含めた人数により、市県民税が非課税になる場合もありますので、申告漏れのないようご注意ください。**

□ひとり親・寡婦控除 所得税の控除額 ひとり親：35万円 寡婦：27万円

性別にかかわらず、その年の12月31日時点で婚姻をしていない方（死別や離別を含む）で生計を一にする子を持つ場合は、ひとり親控除を受けることができます場合があります。また、夫と死別もしくは離別などをした女性で、再婚していない場合は、寡婦控除を受けることができます場合があります。適用を受けるには、合計所得金額、扶養親族の有無などの要件がありますので、詳細については税務課までお問合せください。

市の会場で申告をし、ひとり親・寡婦控除の適用を受ける方は、必ず担当職員までご申告ください。

□ 障害者控除 所得税の控除額 障害者：27万円 特別障害者：40万円（※同居の場合：75万円）

申告する方本人や、同一生計配偶者、扶養親族の方が障がい者である場合は、障害者控除を受けることができます。また、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族でも、障害者控除は適用されますので、障害者手帳などをお持ちください。

※同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

《必要なもの》

本人やご家族の **障害者手帳など** を会場までお持ちいただき、ご提示ください。

- 障害者控除対象者認定書**（要介護等認定高齢者の方に対する税法上の障害者控除）について
身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の高齢者で、身体障がい者または知的障がい者に準ずる方について、介護保険の要介護認定の資料を基に障害者控除の対象になるかどうかを判定します。対象と認められる場合は、申請により申告時に必要となる「**障害者控除対象者認定書**」を発行します。申請は、高齢福祉課、各行政センター市民サービス係で受付いたします。

□社会保険料控除

申告する方が、本人とその生計を一にする親族などが負担することになっている社会保険料を支払った場合は、社会保険料控除を受けることができます（**令和6年中に実際に支払った額が対象となります**）。

【対象となる社会保険料】

国民健康保険税（料）、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料など

《必要なもの》

「**控除証明書**」、「**領収証書**」、「**口座振替している通帳**」、「**納付額確認書**」など

- 日光市の国民健康保険税（料）・介護保険料・後期高齢者医療保険料については、市の会場で申告する場合、証明書などは不要です（税務署などでの申告や税務署へ直接郵送する場合などはご用意ください）。

納付額確認書は税務課、各行政センター市民サービス係、各地区センター、各出張所の窓口で発行します。

- ※**保険税（料）が年金から天引きされている方は、年金の源泉徴収票にその額の記載があります。** なお、年金から天引きされている保険税（料）は、**家族の申告には使用できません（本人の申告のみ）。**

- ※**遺族年金や障害年金から、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が天引きされている方は、源泉徴収票が発行されないため控除証明書が届きません。**市役所で納付額確認書を発行しますのでご利用ください。なお、市の会場で申告する場合は、その旨を職員にお伝えください。

- 国民年金保険料の控除証明書は、**日本年金機構**から送付されます。

令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、令和6年11月上旬に発送されています。

令和6年10月1日から12月31日までの間に、令和6年中に初めて国民年金保険料を納付された方については、令和7年2月上旬に発送されます。

ご不明な点は、今市年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料控除証明書の問合せ先 …今市年金事務所 ☎ 0288-88-0082（音声ガイダンス）

□生命保険料控除・地震保険料控除

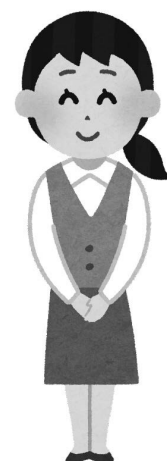
生命保険料や個人年金保険料、地震保険料などの支払いがある方は、控除を受けることができます。

《必要なもの》

保険会社などが発行する保険料や掛金の証明書

年末調整のときに提出済みの証明書は除きます。

長期の損害保険料は平成18年12月31日以前契約締結のものが有効です。



□その他の保険料控除など

小規模企業共済等掛金や任意継続の健康保険料などの支払いがあった場合は、その支払いを証明する書類をお持ちください。

□寄附金控除

個人が、国や地方自治体、特定公益増進団体などへ特定寄附金を支出した場合、令和6年中に支出した寄附金のうち2,000円を超える部分が寄附金控除の対象となります(寄附先によって要件があります)。

◇市県民税の寄附金控除の対象となる寄附金

- ・ 地方自治体への寄附金（ふるさと納税）
- ・ 所得税の寄附金控除の対象の中から
都道府県や市区町村が条例で指定した寄附金
- ・ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金
- ・ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金



ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けている方が医療費控除などで所得税の確定申告を行う場合、その年のふるさと納税の全額について、所得税の確定申告を行う必要がありますのでご注意ください。

《必要なもの》

寄附した先の団体などが発行した領収書(証明書)・受領証または特定事業者が発行した「寄附金控除に関する証明書」など、その寄附額及び寄附先が確認できる書類。

※申告者本人の名義のものに限る

●認定NPO法人への寄附金の場合

受領を証明する書類、認定NPO法人の主たる目的の業務に関連するものである証明。

●公益社団法人などへの寄附金の場合

受領を証明する書類と、寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連するものである証明に加えて、その法人が税額控除対象法人であることを証する書類の写し(その法人の所轄庁が発行)が必要です。



□基礎控除

確定申告や年末調整において所得税額の計算をする場合に、総所得金額などから差し引くことができる控除の1つです。基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じて異なります。(下表参照)

所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
控除額	48万円	32万円	16万円	0円

□医療費控除・セルフメディケーション税制

令和6年中において、申告する方が本人、生計を一にする配偶者や、その他の親族のために医療費を支払った場合（予防接種、診断した結果治療すべき疾病が発見されなかった健康診断・人間ドックの費用などは除く）は、医療費控除を受けることができます（セルフメディケーション税制を選択する場合はスイッチ OTC 医薬品が対象）。

※通常の医療費控除か、セルフメディケーション税制のどちらか一方しか選択できません。

《必要なもの》

「医療費控除の明細書」（13ページ）または「セルフメディケーション税制の明細書」をご自身で作成してお持ちください。（明細書を作成せず申告会場にお越しいただいても、受付できません。）

※医療保険者からの医療費通知があれば、医療費控除の明細書の記載を簡略化できます。

※セルフメディケーション税制の明細書は国税庁のホームページから印刷してください。

【医療費控除の明細書の作成方法】

領収書など（原本）は、領収日の年分（今回の申告においては令和6年分）⇒「医療を受けた方」⇒「病院・薬局」ごとに分けて集計し、それぞれの合計を「支払った医療費の額」の欄に記入してください。なお、支払った医療費のうち、補てんされる金額（高額療養費・保険の給付金など）がある場合は、その金額（給付予定の場合は、予定額や見込み額）を「保険などで補てんされる金額」の欄にご記入ください（セルフメディケーション税制についても同様に「薬局などの名称」⇒「医薬品の名称」⇒「支払った金額」⇒「補てんされる金額」をご記入ください）。

なお、セルフメディケーション税制を選択する場合は、健康の保持増進及び疾病の予防への取組を明らかにするものとして、健康診断の結果通知表などの保存が必要になります。

医療費控除を受ける際の注意点

- 医療費控除とは、支払った医療費が戻る制度ではありません。支払うべき市県民税や所得税がある場合、その税額を安くすることができる制度です。市県民税が非課税になる方で、給与や年金から既に引かれている所得税がない場合は、医療費控除を申告しても還付金はありません。所得税が引かれているかどうかは、源泉徴収票の【源泉徴収税額】の欄に数字の記載があるかを確認してください。（下図参照）

令和 年 分 公的年金等の源泉徴収票											
支払を受ける者		住所又は 居所									
		(〒)市区町村									
		氏名									
区分		支払金額				生年月日		年金の種類			
所得税は課税20%の3割1号適用分								国民年金 国民年金保険料			円
所得税は課税20%の3割2号適用分											円
所得税は課税20%の3割3号適用分		*****				*****		*****			円
所得税は課税20%の3割4号適用分											円
本人		国民年金保険料徴収 口座番号		国民年金保険料徴収 口座名義		1号国民年金 保険料徴収		国民年金保険料		国民年金 保険料	国民年金 保険料
所得 区分	金額	所得 区分	金額	所得 区分	金額	所得 区分	金額	所得 区分	金額	所得 区分	金額
給与		給与		給与		給与		給与		給与	
退職金		退職金		退職金		退職金		退職金		退職金	
年金		年金		年金		年金		年金		年金	
雑所得		雑所得		雑所得		雑所得		雑所得		雑所得	
合計		合計		合計		合計		合計		合計	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税額		源泉徴収税			

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

所得税などの申告は、e-Tax をご利用ください

スマホとマイナンバーカードで e-Tax!

- 1 国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。
 - 2 マイナポータル連携を利用すると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書の該当項目へ自動で入力することができます。
- (注) マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダライタ)が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

「書かない確定申告マイナンバーカードでe-Tax」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6_smart_shinkoku/pdf/01.pdf



「確定申告書はマイナポータル連携で自動入力」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6_smart_shinkoku/pdf/02.pdf



e-Taxを利用するメリット!

- 税務署に行かずに自宅から申告。
- 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要。
 - ※ 法定申告期限等から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。
 - ※ 源泉徴収票（給与所得、退職所得及び公的年金等）の提出又は提示は不要です。
 - また、医療費の領収書の提出又は提示は不要です（代わりに、医療費控除の明細書の提出が必要です）。
- 自宅から e-Tax で提出された還付申告は、3週間程度で還付。
- 24 時間いつでも利用可能。※ メンテナンス時間を除きます。

確定申告に関する情報は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

※ 確定申告書等作成コーナーや e-Tax の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方の
お問合せは e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ 電話番号 0570-01-5901
受付時間 (月)～(金) 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く)

※ 電子証明書の読み取りに関するスマートフォンの設定、マイナンバーカードに関するお問合せは、
マイナンバー総合フリーダイヤルへ 電話番号 0120-95-0178 (通話料金無料)
受付時間 平日9:30～20:00/土、日、祝日9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く)

＜書面による申告書等をご提出される方へ＞

令和7年1月以降、確定申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないことになりました。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

作成できる申告書等

- ・ 所得税の申告書
- ・ 消費税の申告書
- ・ 青色申告決算書・収支内訳書
- ・ 贈与税の申告書



令和7年1月から
所得税のすべての画面が
スマホで
見やすくなります♪

e-Taxに必要なもの

- ✓ **マイナンバーカード**
※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください
- ✓ **マイナンバーカード読取対応のスマホ**
(又はICカードリーダライタ)
- ✓ **マイナンバーカードのパスワード2つ**
 - ① 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6～16文字)
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)

スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の
対処法については、公的個人認証サービスの
ポータルサイトをご確認ください。



令和7年1月からe-Taxがスマホ用電子証明書に対応！

- **マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができるようになります！**
- **利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます！**
(機種によって異なります)

Android™のみ対応しています

※ご利用には、スマホでマイナポータルから
スマホ用電子証明書の利用申請・登録をする
必要があります。

スマホ用電子証明書
について詳しくはこちら



／ 読取不要 ／



申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことをメニューから
選択するか、入力いただくと
「税務職員ふたば」(AI)が回答



かぬまぜいむしょ かくていしんこくかいじょう あんない 鹿沼税務署の確定申告会場のご案内

確定申告会場への入場には、時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場で当日配付しますが、国税庁LINE公式アカウントから事前発行も可能です。

午後4時前であっても、入場整理券の配付状況によっては、相談受付を終了する場合があります。

かぬましようこうかいぎしょ あざれあほーる
☆鹿沼商工会議所 アザレアホール

かぬましむつみちょう
鹿沼市睦町287-16



国税庁LINE
公式アカウント

かいせつきかん れいわ ねん がつ にち げつ れいわ ねん がつ にち げつ
・開設期間：令和7年2月17日（月）～令和7年3月17日（月）

うけつけじかん
・受付時間：AM8：30～PM4：00

そうだんかいし
・相談開始：AM9：00～

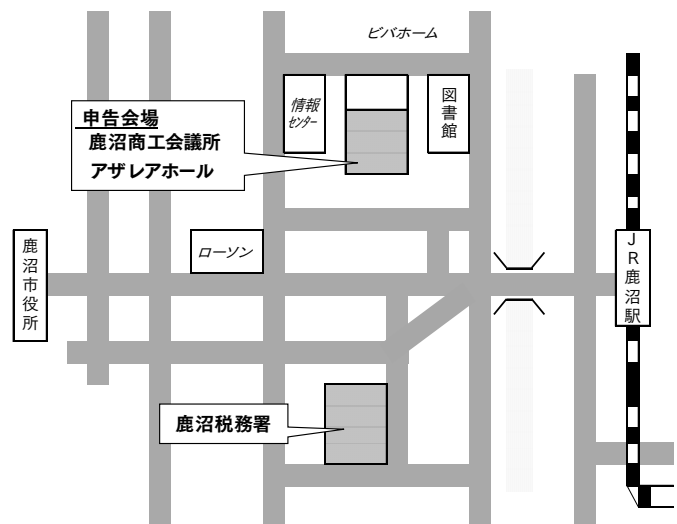
ど にち しゅくじつ のぞ
※土・日・祝日を除く。

じょうきかいせつきかんちゅう かぬまぜいむしょ しんこくそうだん
※上記開設期間中は鹿沼税務署では申告相談を行っておりません。

《申告会場ではマイナンバーカードと
ご自身のスマホを使って申告します。》
※マイナンバーカードと併せてパスワードが
分かるようにしてお越してください。

① 署名用電子証明書 (英数字混在、大文字のみ6～16文字)	*****
② 利用者証明用電子証明書 (数字4桁)	****

パスワードが
分からない方



◆鹿沼税務署から書類（ハガキ・申告用紙など）が送付された方は、その書類をお持ちください。

◆外国人の方や、国外居住者を扶養にとる方は、当会場で申告してください。

(申告に必要な書類の確認は、国税庁ホームページ又は国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）をご利用ください。（音声案内「0」確定申告を選択してください。))

《問合せ先》 鹿沼税務署

〒322-8603 鹿沼市東末広町1934-24

☎0289-64-2151（土・日・祝日は閉庁）

※上記開設期間中以外で鹿沼税務署での相談をご希望の場合は、事前予約が必要です。